

## 申請・相談窓口の変更について（健康増進課業務）

令和2年4月1日から水戸市が中核市に移行し、水戸市保健所を設置することに伴い、お住まいや施設の所在地が、水戸市の場合の、保健所への申請や相談窓口が、令和2年4月1日以降、以下のとおり変更になります。



## ■ お住まいや施設の所在地が、水戸市の場合

| 申請・届出・相談先              |                                | 水戸市保健所<br>(令和2年4月1日から設置します) | 茨城県水戸保健所<br>(令和2年4月1日から茨城県中央保健所に名称が変わります) |
|------------------------|--------------------------------|-----------------------------|---|
| 申請・届出・相談内容             |                                |                             |   |
| 医療費助成の<br>申請・相談窓口      | 不妊治療費助成金                       | ○ 地域保健課                     | ×   |
|                        | 小児慢性特定疾病医療費                    |                             | ×   |
|                        | 肝炎医療費                          | ○ 保健予防課                     | ×   |
|                        | 指定難病医療費                        | ×                           | ○   |
| その他の<br>申請・届出・<br>相談窓口 | 指定難病に関すること<br>(医療費助成に関するものを除く) | ○ 地域保健課                     | ×   |
|                        | 受動喫煙対策に関すること                   |                             | ×   |
|                        | 給食施設に関すること                     |                             | ×   |
|                        | 栄養成分表示に関すること                   | ○ 保健衛生課                     | ×   |
|                        | 食品(栄養)の虚偽・誇大表示に関すること           |                             | ×   |
|                        | 栄養士・管理栄養士の免許申請に関すること           | ○ 保健総務課                     | ×   |
| いばらき健康づくり支援店に関すること     | ×                              | ○                           |   |

■ お住まいや施設の所在地が、笠間市・小美玉市・茨城町・大洗町・城里町の場合は、上記の全ての窓口が、従来どおり、茨城県水戸保健所（令和2年4月1日から茨城県中央保健所に名称が変わります）になります。

## ■ 水戸市保健所（令和2年4月1日から設置します）

〒310-0852 水戸市笠原町 993-13 （旧水戸市保健センター）

保健総務課：029-305-6290

地域保健課：029-243-7311

保健予防課：029-243-7315

保健衛生課：029-243-7328

保健所

## ■ 茨城県水戸保健所（令和2年4月1日から茨城県中央保健所に名称が変わります）

〒310-0852 水戸市笠原町 993-2 TEL 029-244-2828（健康増進課直通）